

○委員長（菊川敬人）

再開します。

午前 10 時 20 分

○委員長（菊川敬人）

議案第 24 号 平成 28 年度開成町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

介護保険事業特別会計の歳入歳出予算について、詳細質疑を行います。質疑をどうぞ。

前田委員。

○4 番（前田せつよ）

前田せつよでございます。

説明資料は 64、65 ページです。保険給付費、項、介護サービス等諸費、目の部分の在宅介護サービス給付費と、それから関連して下段にございます同じ目の中の介護予防サービス給付費という 2 項目に関連する内容かと存じますので、よろしくお願いいたします。

最初の居宅介護等サービス給付事業費ということで、前年度よりも認定者に係る人数といたしますのは、573 名に対して今年度の予算は 630 というふうに想定されて 57 名の想定を考慮しておられるということで、前年度は 60 名の増を見込んでいた予算編成だったわけですが、今年度は特に小規模通所介護の移行がかなり見込まれるということで減の予算を立てられたわけですが、この中で地域密着型サービスへの移行の関係で人数的にどのくらいの予算編成なのかということが 1 点と。

それと、まだまだ介護にかかわっている方、また認定者というのは増えるという社会情勢があるわけですが、それを見たときに、高齢者全体に対する認定者割合というものの目線と、高齢者数が増えることによつての認定者割合という二つの視点から、どう捉えるような状況下にあるのか、お答え願いたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、お答えいたします。

前段のご質問でございますけれども、予算の計上にあたりましては、人数の移行という状況もございますけれども、予算編成に当たっては、大体過去 3 年ぐらいの予算の伸び率、これを見込んでございます。したがって、これぐらい人間が事業から事業へ移行したから、これぐらいの予算額が変更になったというような、そういう計算是原則としては行っていないような状況にございますので、今、そこら辺は予算的なテクニックの話なんですけれども、そのような計算をさせていただいているということが、まず 1 点でございます。

それと、後段でございますが、高齢者の増による認定者の状況でございますけれども、認定者、審査会の状況なんですけれども、これもまた過去の経緯等を見込んでおります。高齢者に対する要介護認定者の率、これを割り出しまして予算に反映させて

いるところでございます。ちなみに、過去３年ぐらいの状況を見させていただきますと、要介護認定者の割合の伸び率が大体、年に０．１２ポイントずつ上がっているというような状況でございます。したがって、平成２５年から２６年の率でいいますと、要介護認定者の率が１．１０から１．１１、２７年度は１．１３というふうに見込んでおりました。

先ほどと同様になりますけれども、新規の見込み、それから更新の見込み、変更の見込み等を勘案して、一応、人数は、はじき出します。人数は、はじき出しますけれども、人数だけで追ってみますと、どうしてもプラマイの要素が出てきまして、予算に反映するときに極端に上がったたり極端に下がったりすることもあります。したがって、先ほどの状況と同じなのですけれども、それと予算の伸び率とを勘案して、どの数字がいいか適宜押さえながら予算計上していると、そのようにご理解いただければと思っております。

○委員長（菊川敬人）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

山田委員。

○２番（山田貴弘）

２番、山田貴弘です。

予算書２９３、１の一般介護予防事業について、お聞きしたいと思います。予算の説明では地域活動組織育成ということで、ボランティア等の人材育成というような説明をされました。介護予防というのは大変重要な事業だというふうに認識している傍ら、ボランティア等という人材を確保した中で、そこら辺の事業を啓発していくというような形だと思うのですが、もう少し詳しく、そこら辺の内容というのを教えてくださいたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（小田倉恵美子）

保険健康課、小田倉です。よろしくお願いします。

一次予防、皆さんが介護予防というところ、あとは要介護状態にならないように予防していくためには、町の取り組みもそうなのですが、身近な方が一番かかわって声をかけて、その方と一緒に取り組んでというところが継続的な面でも効果があると考えていますので、ボランティア育成をずっと続けているところなのですけれども。

具体的に言いますと、その一つとして、いきいき体操指導員というものが現在、平成２７年度は８０名、各地区にいらっしゃいます。そちらで地区ごとに体操サロンの、開催のばらつきはあるのですが、各自治会館を借りて月一回開催をされているところもあれば、いろいろな老人クラブの集まり、あと自治会の集まりのときに体操指導ということで時間をいただいて、参加されている皆さんに、いきいき健康体操、

町のオリジナルの体操なのですけれども、それを伝えていただいているという、そういう取り組み等を行っていただいております。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今、説明では各地区に80名ということは、13地区×80でいいのですか。

○保険健康課主幹（小田倉恵美子）

全部で80です。

○2番（山田貴弘）

全部で80ということですね。わかりました。今、掛けたら相当の人数がいるなと思って、びっくりしたのですが。

今、ボランティア等を活用した中でやっているということでは、それはいいのかなというふうに報告をもらった中では感じたのですが、ボランティアさんの人材育成という部分からいくと、体操とか、そういうのをやっているわけですね。そういうものに生きがいだとか、そういうものが芽生えてこない、これは80名で終わってしまうと思いますので、やはり若い人が次々入ってくるような組織づくりというのが物すごく重要だと思うのです。

極端なことを言うと、体操を教えているのであれば体操の発表があるとか、そういう団体ごとに体操を披露した中で評価をするとか。その中でいろいろな体操を広げていくというものをセットにしていかないと、固定の人で「ボランティア、ボランティア」と言っても限界があると思うのです。当然、皆さん、1年1年、歳をとっていきますので、この人材の育成というものが物すごく鍵になってくると思うので、そこら辺、どのように考えながら人材育成というものに力を入れているのか。単なる踊りを教えてもらっているボランティアなんだよという表現なのか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（小田倉恵美子）

保険健康課、小田倉です。

今のご質問に答えさせていただきます。

年1回、現在、いきいき健康体操指導員をやっている方は、さらに今の技術の確認と、あと最近の健康情報等を踏まえた上で研修を実施させていただいております。そこで質の確保を行っているところなのですけれども、それ以外にも身近なところで、本当に皆さん、それぞれの指導員さんが住んでいらっしゃる地区で、できるだけ広めていただきたいところをお伝えしつつ、体操指導員さんたちもチャンスがあれば自治会の集まり等に出向いていかれて、そこで時間を持って体操を普及

しているという形で、より多くの人に知っていただく努力を。

町のほうでも、当然、いろいろな教室のときとか、自治会館を回って健康教室等を行うのですけれども、教室の中で私たちが普及しています体操を広めていくという視点で常に時間を持って行っているのですけれども。その中には、たまに広報の中で、こういう団体の方たちがボランティア活動をしていますというところで広報記事の中でも活動の紹介をしたり、あと、お誘いしたりというところでは努めているところ

です。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

ちょっと補足をさせていただきます。

ただいまのお話は今現在のいきいき健康体操とかのボランティアのお話なのですが、今後、いわゆる総合事業が進んでいく中で、高齢者の方は元気な方がいらっしゃいます。そのような方が介護状態にならないためには積極的な社会参加が必要なのだろうというふうに考えておりまして、ここで申し上げているボランティアというのは、そういうような社会参加の一環として高齢者の方をボランティアとして育成していくと、あるいはシステムをつくっていくと。そのことによって、ご当人のほうの介護予防にもつながりますし、現在、介護状態になっている方に対しても、また新たな一つの策ができるということになるわけです。

具体的には、お隣の山北町でボランティアの制度等を新しくつくったというようにお話も聞いていますので、開成といたしましても、ボランティアという視点に一つ光を当てて、今後、システムづくりをつくっていききたいなど、そういう視点もあるということをご理解いただければというふうに思っております。

○委員長（菊川敬人）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

これから、いろいろな事業展開をされていくのかなというふうな部分で理解はいたします。そのような中の視点で一つ忘れてもらいたくないのは、介護認定をもらっている人が介護を要は100%受けなくてはいけないという決まりは、自分はないと思っているのです。介護を必要とする障害の度合いによっては、できることというのはあるはずなのです。だから、やってもらえば、やって返す。要するに、自分のできることは当然やるようには努力するのですが、人のためにもできるような、そういうシステムの構築というのをつくり上げていってもらって、介護予防事業というものを充実させながら健康な住民を増やしていただきたいなというふうに思いますので。そこら辺の視点を忘れると、何でもかんでも介護認定をもらっている人は介護しなくてはいけないのだというふうになりますので、そういう人も尊重しながら事業を充

実していただきたいなというふうにお願いします。

それ、あと、もう一点。同じページの一番下の地域包括支援センター委託料として1, 193万1, 000円計上されています。当然、これは、町直営でやっているのが社会福祉協議会のほうで包括支援センターをやられていると思います。これで2年目になるのですか。2年でしたっけ。実態的に問題等なく現況が進んでいるのかどうか、それをもって28年度、どのような体制でやっていくのかという部分を聞きたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課長でよろしいですか。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

まず、前段の介護認定の件でございますが、確かに、委員おっしゃられるように、介護認定を受けている方が100%、それを使うということはございません。これはもう介護制度の根本でございますけれども、使えるサービス、これを使っていただくということですから、過剰なサービスは要らないわけですので、そのところは、介護認定を受けたからといって何もかもということはないというふうな理解はしております。

ただ、委員おっしゃられるように、では、介護認定を受けられている方もできることがあるというような視点なのですけれども、どのような形で社会参加されるのかというのは、ちょっと私のほうにも想像がしにくいのですけれども、おっしゃられるように、介護認定を受けている方も何らかの形で社会に貢献するとか、あるいは社会参加するというのは当然でございますので、そこら辺は認定者の方と相談、あるいは介護サービス等を使っただけの中で、ご本人の状況に応じて対応できるものは対応していくと、そのような考え方になろうかと思っております。

それから、後段の地域包括でございます。地域包括、今のところ社協のほうにお願いをしております。体制がなかなか人数的には少ない体制の中で、また高齢者がどんどん増えていき、先ほどのお話ではありませんけれども認定者も増えている中で、大変な状況で、担当者もたくさんの人間を抱えて大変だというようなお話は伺っております。

ただ、そちらのほうの職員とも話をした中で、今後、介護予防については、もちろん町も力を入れていきますけれども、社協としても、そこはもう社協の存在の根本として介護予防にかかわっていかなければいけないという意識は持っているというふうなお話は承っておりますので、包括については、その一番の基本となりますから、引き続き社協のほうにお願いできればというふうに考えているところでございます。

○委員長（菊川敬人）

佐々木委員。

○1番（佐々木昇）

1番、佐々木昇です。

今の地域包括支援センターのところで関連でお伺いしたいのですけれども、今年度、介護保険制度が改正されて、いろいろな取り組みをされていくと思うのですけれども、町のほうでは介護予防担当者さんなんかを設けられて着々に準備を進められているかなと。それで、今の話で、この関係でも社協さんのほう、先日も職員の方が1名やめられたとか、そういうお話を聞くのですけれども、今とちょっと重なった質問になるかもしれませんけれども、その辺に関して、町として新たに法が改正されて取り組んでいく中で社協さんにどのような支援をされていくのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

社協への支援ということだと、私どもは包括、それから地域支援についての委託事業をお願いしているという立場でございますので、直接の支援となりますとちょっと所管が違ってまいりますけれども、あえてお答えをさせていただければ、職員が1名、おやめになったということでございますけれども、28年度、新年度から、ちゃんと新しい職員を入れて対応はできるというふうには伺っておりますので、その辺は体制としては整備されるのではないかとこのように思っています。

○委員長（菊川敬人）

石田委員。

○5番（石田史行）

5番議員、石田史行でございます。

今の地域包括支援センターのことで、同僚議員と質問がかぶるかもしれませんが、説明資料を見ますと、平成24年度から地域包括支援センターを町直営から法人へ、社協へ委託されているということでございます。平成24年度からですから、もう今回で5年目に入るわけでございますけれども、この社協への委託ということ。当然、町直営でやっているよりも、社福である社協さんに委託したほうが経費も抑えられて、そしてサービスも向上するというメリットがあるからこそ委託されているのだと思いますけれども、5年目に入るわけですが、5年間委託をしてきて、どう4年間の総括しているのかということ、町としてですよ、伺いたいと思います。

それと、もう一つ。これは、説明資料、それから予算書に記載を私、見つけることができなかったので伺うのですけれども、今回の主な事業の概要の説明の中で介護保険事業特別会計の説明書きのところ、本年度は町民との協働によって認知症ケアパスというものを作成いたしますということを書いてございます。これ、ちょっと予算書の中等で見つけることができなかったのでページ数を明示できなくて恐縮なのですが、これは、どういった。認知症の関係の冊子になるかと思うのですけれども、どういった目的でつくられるのか、それから経費等々、どのくらいかかっているのか、伺いたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（小田倉恵美子）

保険健康課、小田倉です。

後段の質問のほうから先に答えさせていただきたいと思います。

認知症施策推進ということで、2025年を目指して、高齢者が一番増えるというところで地域の仕組みづくりをやっているところなのですが、その中でも、今、問題になっていますのが、認知症の方の発生が増えているというところで問題になっていまして。介護をされる方の立場でいきますと、認知症という認識自体がまだ十分でないこと、実際にいろいろな症状が発生したときに戸惑われることが多くて、どこに相談をしたらいいのか、医療機関というのも聞くのだけれども、どういうものなのか、そういうものが十分に知れわたっていないというところ、全国的にそういう問題がありまして、認知症のパンフレットを全市町村で整備するような認知症施策として一つ掲げられています。

開成町としましては、平成28年、認知症のパンフレットということで、今回、特徴的なところは、認知症のケアパスというものが含まれた形で。ただのパンフレットと違うところは、認知症の初期だと、こういう相談窓口がお勧めですといいますが、こういう相談窓口に行かれるといいでしょう。病院のほうは、認知症の専門科がこういうところにありますので、こういうところで診断を受けられるといいでしょうとか。認知症の症状の重さに合わせて相談窓口を区別したり、地域ではどういうサポートがあるのか、そういうものをケアパスというケアの流れという形で表にあらわしたものの、それを入れるようにしております。

項目的には包括的支援事業の事業費の中に入っております、20万円をちょっと超えるぐらいの金額で印刷製本費として計上させていただいております。

現在、認知症で今まで介護で困った方たち、経験者、あとは認知症サポーターの勉強をしたいということで受けていただいた方、9名の方に認知症のパンフレットを作成する際に、介護者としての視点ではどういうものが見やすいのかとか、どのページが先にあったほうがいいのかとか、そういうご意見を2回ほど伺いながら、現在、原案をつくっているところでございます。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

前段の、では、ご答弁をさせていただきます。方針的なことですので、私のほうから。

24年度から地域包括をお願いしてきまして、細かいところについては、確かに、町行政側として指導をしなければいけない部分があったというふうに思っております。どの部分かといいますと、一つは体制の関係です。今、職員という話が別の委員さんからもありましたけれども、なかなか定着しないというようなところもあります。

し、あるいは職員7人の中でいろいろとやりくりをしながらこなしていくと、どうしても物理的に件数をこなすのが難しいという面は多々あったのかなというふうに思っておりますが、全体として見てみますと、しっかりと相談に応じていると。件数も、年間を通じてみれば、しっかりと件数もこなしているというふうに、おおむね私としては、私としてはといいますか、町としては、おおむね合格点は与えられるのかなというような評価はしております。

ただ、一つ、町としての要望をここで述べさせていただくとすれば、もう少し委託をしている、委託を受けている、また、そういうような意識を持った中で、委託を受けただけではなくて、先ほど介護予防をこれからもやっていくというお話もさせていただきましたけれども、社協としても自分のほうの仕事、責任として、町から受けているだけではなくて、自分たちで主体となって動かなければいけないと、そういうような意識をやはり持ってもらいたいなど。仕事に追われてしまって、どうしても、そのところの処理に追われてしまうというのは重々わかるのですけれども、やはり行政側から見ると、そこら辺の意識を持ってもらえば、もっとこれから伸びていくのではないかと、そのところを期待したいなというふうに考えてございます。

○委員長（菊川敬人）

石田委員。

○5番（石田史行）

ご答弁ありがとうございました。社協への委託の総括といいますか、今後、期待するところも含めて、というか要望といいますかね、課題ですかね、一つの課題だと思うのですけれども、それをご説明いただきまして、よくわかりました。

私も、今、社協の理事をやっている関係もあるので、いろいろ勉強させていただいてはいるのですけれども、地域包括ということにもちょっと関連するかもしれない、関連しないかもしれませんが、社協さんの主な事業のメインとなるところは通所介護等々だと思うのですけれども、今、民間の通所介護等の事業所がどんどん周辺に増えていて、社協さんがやっている通所介護の利用者というものが減少傾向にあるという課題が社協としても議論されているわけでございますけれども。町として、これだけの大きなお金を委託する以上、課長からも先ほど説明がありましたけれども、やはり社協さんに、ただ委託を受けているだけではなくて、社協さんとして、しっかりと。これは、社協全体の経営の改善の問題なのかもしれませんけれども。

例えば一つ、私が思っているのは、デイサービス等々は民間で十分充実していますから、民間が、ある意味、手を出していないところ、そういう事業というものに社協さんとしてやっていくということも、私、必要ではないかなとちょっと問題意識を持っているところでございますが、その辺のお考えを伺いたしたいと思います。

それと、認知症ケアパスのことについては、よくわかりました。認知症の早期発見、早期治療というのは、まさに、本当に、今、どの自治体でも大きな問題、課題になっているかと思います。認知症になっても、なかなかご本人が認めたがらない、あるいはご家族の方が認めたがらないというところで、こういった認知症ケアパスというも



のをつくって、症状によってしっかりと、どこに相談したらいいのかというところも詳しく教えてくれる冊子だということで、ぜひ期待したいと思っています。これは、わかりましたので、もう答弁は結構です。

では、最初のところだけ答弁をお願いします。

○委員長（菊川敬人）

副町長。

○副町長（小澤 均）

社協に対する包括支援センターの委託については、24年度から。町側の思いとすれば、社協そのものが地域に密着した形で、様々な相談を受けたりとか、今後、高齢化が進む中でのサービスを向上していくというふうな意味合いからすれば、国がそういうふうな、かじを切った、地域に包括支援センターを設けるのだというふうな、かじを切った中で、では、直営でやったらいいのか、それとも、もともとの地域福祉の取り組みをしている社協にやってもらったほうがいいかというふうな判断がありました。社協の経営的な問題もあるのですが、まさに地域に密着した取り組みの中で、包括支援センターを受けることによってさまざまな社協としてのメリットも生まれるというふうなことが予測された部分もありましたので、24年度から委託をしたといったことがあります。

ご指摘いただいているとおり、4年を経過した中で、どういうふうに評価をしているのかといったことからすれば、26年度決算ベースの中では、収支上は地域包括支援センターの部分については黒字化しているといったことがあります。理事になられているということですから、また、その辺はご確認いただければいいと思いますけれども。

ただ、ご指摘いただいているとおり、介護サービスの関係については、利用者そのものが、26年度決算ベースの中では利用回数が560件ぐらい減ってきているといった実態もあります。当然、そういった収支上の問題もあります。人的な負担もあるといったことからすれば、当初、介護サービスそのものの制度がまだ浸透していない中で、社協が担うというふうな意味合いというものが創設当時はあったというふうには理解をしていますけれども、今は町内にも民間のそういったサービスを提供する施設も出てきていると、多くなっているというふうな現状からすれば、その辺の取り組みそのものを、もう少し見直しをしたりとか削減したりとか、場合によっては、ほかの事業に転換をするというふうなことも当然必要になってくるのかなというふうに思います。

また、その辺を含めて、違う形でも町民の方に密着してサービスが提供できるような取り組みは何なのかという、初心に返って社協を指導していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

下山委員。

○ 7 番（下山千津子）

下山でございます。

今、開成町の社協のデイサービスは人数が減っているということなので、同僚議員も民間が出を出していないところに手をつけたらどうかということの関連で、通所のリハビリステーションを社協でやるべき時代が来ているのではないかということを感じてございます。その点は、町はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（菊川敬人）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

お答えさせていただきます。

通所介護、今現在、社協がやっている通所介護は 27 年度現在も P R を続けているというところなのですが、なかなか人が増えていかないという状況にあります。増えても一、二名ということで聞いております。先ほど、下山委員からのご指摘ということで通所リハビリということでございますけれども、通所リハビリというふうになりますと、老人保健施設が展開するのが通所リハビリという位置づけになりますので、社会福祉協議会が通所リハをやれるという位置づけにはならないと捉えてございますので。

むしろ、通所介護ということで、デイサービスの中にリハビリのスタッフを入れてというニュアンスのご意見かなというふうに思って捉えるところもございますけれども、その部分につきましては、やはり実施主体が社会福祉協議会ですので、その辺は、どういうふうに展開していくかというところは、また社協とも詰めて調整をさせていただきますというふうに思います。

○委員長（菊川敬人）

下山委員。

○ 7 番（下山千津子）

ただいま部長から老人施設として捉えておられるというようなお話ですが、社会福祉協議会というのは子どもから高齢者まで全体の幸せを考える施設だと思いますので、そういう部分では、ぜひお考えいただければと思います。

○委員長（菊川敬人）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

すみません。説明がちょっと足りなかったみたいで。

老人保健施設ということで、例えば、開成町の町内である施設としては「あじさいの郷」とか、あと南足柄にある「にじの丘足柄」とかというところで、老人保健施設が実施する通所の部分には通所リハというサービスの事業名になるのであって、社会福祉協議会はその位置づけではございませんので、通所リハビリのサービスという枠組みの中にはちょっと入らないかなというふうに思っております。

○委員長（菊川敬人）

ほかにございせんか。

前田委員。

○4番（前田せつよ）

私も今、関連ではございませんが、同じく項、目の包括的支援事業費の中の説明書の69ページの枠の中の成年後見制度町長申立の高齢者分の報償費と役務費の計上と、このことについて質問したいと思います。

その前に、ただいま社協に関しての質疑がなされたわけでございますけれども、先ほど課長、副町長がおっしゃるように、やはり社協の自助努力というのが本当にこれからも大切だと、議会も、その点、議員も言っておるわけでございますので、町とともに社協の自助努力に啓発するようなかかわりをしていくべきだというふうに強く感じたところでございます。

そこで、今、成年後見制度の件でご質問させていただくということで申し上げたわけでございますが、これは平成27年度から予算計上をしているわけでございますが、本年を見ますと予算書の293ページに報償費として170万5,000円という計上がなされているわけなのですが、平成27年度の実績を踏まえた中で今回、予算計上されたというふうにうかがい知ることができるわけですが、この件に関して、もう少し詳しくご説明を願いたいと思います。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（小田倉恵美子）

保険健康課、小田倉でございます。

今の質問に答えさせていただきます。

成年後見制度なのですが、26年度までは福祉課のほうの予算計上となっておりました。27年度から、位置づけが地域包括支援事業のほうになりましたので、保険健康課の予算のほうに計上をさせていただいています。昨年度4名分ということで、申し立て費用等、あとは、その後の成年後見の報償費として4人分を計上させていただいているのですが、本当に数が見込めないものですので、現在の27年度の状況を見まして、今は2件ほど確実に支払いをしているものがありますので、今後、高齢者数の伸び等を見まして、昨年と同様4名分を28年度も計上させていただいております。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

前田委員。

○4番（前田せつよ）

大変失礼いたしました。予算計上の場所が福祉課から、平成26年からということで、わかりました。

それで、現在も2件分ということでございますが、成年後見、かかわる事案によりまして、かなり予算の額が変化しているというふうに考えるところでございますが、

今、既に2件分ということで、この案件については費用負担割合はどのような形で2件がなされている状況でございましょうか。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（小田倉恵美子）

すみません。先ほど答弁の中で間違いがございました。保険健康課の予算に計上していますのは、27年、現在ですね、現在の予算の分から計上させていただいております。

2件分なのですけれども、実際に発生していますのは後見人報酬ということで、お一人お一人に裁判所で決定する金額、後見人の報酬というのはあるのですが、町のほうでは、もう定額でひと月いくらと決まっていますので、その12カ月分、お二人分が発生しているような状況でございます。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

前田委員。

○4番（前田せつよ）

具体的な金額を教えてくださいませんか。

○委員長（菊川敬人）

保険健康課主幹。

○保険健康課主幹（小田倉恵美子）

保険健康課、小田倉でございます。

一応、町の取り決めとしましては、ひと月、後見人の報酬としまして、施設入所の方は1万8,000円、在宅の方は2万8,000円というふうな取り決めがございます。現在発生しています2名の方は、両者とも在宅の方です。

以上です。

○委員長（菊川敬人）

ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○委員長（菊川敬人）

では、以上で、議案第24号 平成28年度開成町介護保険事業特別会計予算について、質疑を終了します。